

狩猟者の募集について

近年、有害鳥獣の発生が増えていますが、狩猟活動や見回りなどを実施する狩猟者の減少や高齢化が進んでいるため、狩猟者を募集しています。

町では、狩猟者育成を推進するため、令和4年4月から、狩猟免許取得に係る費用の2分の1を助成する制度の運用を開始しています。興味のある方は、制度を活用し、狩猟者の登録をお願いします。申請方法については、役場水産経済課へお問い合わせいただるか、町ホームページをご確認ください。

狩猟免許取得助成制度

○対象者（記載の要件すべてに該当する方）

- ・令和4年4月1日以降に第一種銃猟免許を新規に取得された方
- ・町内に住所を有し、町税を滞納していない方
- ・北海道猟友会森支部鹿部支会に加入し、有害鳥獣捕獲業務に5年以上従事できる方

○補助対象経費

- ・北海道による狩猟免許試験に係る経費
- ・北海道公安委員会による狩銃所持の許可に係る経費
- ・北海道猟友会及び支部加入に係る経費

※お問い合わせ先

役場水産経済課 Tel.. 7-5298

小型特殊自動車をお持ちの方は軽自動車税の申告が必要です！

○小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている小型特殊自動車で「農作業用」と「その他のもの」に分類されます。

○その他のものとは

フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などで、最高速度が15km/h以下のものが小型特殊自動車となります。

○小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になります（町税条例第87条）

申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

※不申告の場合は、過料（10万円以下）が科せられます（町税条例第88条）。

○申請に必要なもの

- ・所有者及び使用者の印鑑（法人名義で登録する場合は、法人の代表者印が必要です）
- ・販売証明書又は譲渡証明書（販売店又は譲渡者の押印、車台番号、車名などの記載のあるもの）

※ご不明な点は、役場税務課までお問い合わせください。

○税額（年額）

- ・農作業用 2,400円
- ・その他 5,900円

※毎年4月1日時点の所有者に課税されます。

※お問い合わせ先

役場税務課 Tel.. 7-5292

しかバスの年末年始の運行について

年末年始の運行ダイヤを次のとおり変更します。

○令和4年12月30日(金)・31日(土)

令和5年1月2日(月)・3日(火)

5便・6便・10便・11便・14便・15便のみ運行します。（日祝ダイヤ）

○令和5年1月1日(日)

全休となります。

※お問い合わせ先

函館バス株式会社鹿部出張所

Tel.. 7-2044

役場企画振興課 Tel.. 7-5297

